

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：平成22年3月25日（諮問第96号）

答申日：平成22年8月24日（答申第58号）

事件名：火災事件報告及び火災事件捜査・見分結果の部分公開決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「火災事件報告」及び「●●●●●●●●における火災事件捜査・見分結果」（以下「本件対象文書」という。）について非公開とした部分のうち、火元建物の所有者の氏名については公開すべきであるが、その他について非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が平成22年1月28日付け秋本捜一第26号により行った部分公開決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、意見書の記載及び意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

(1) 罹災建物は貸家で、審査請求人は当該貸家の所有権を有しており、火

- 災により財産権を侵害された。火災事件に係る情報の全ては被害者である審査請求人に帰属し、事実を公開せずに隠蔽し加害者の情報を保護したことは被害者の権利・利益を害するやり方である。
- (2) 部分公開された文書に4箇所 of 誤った情報があるにも拘わらず、上司が認めて押印している。個人情報の保護の下、加害者に加担し、被害者に対し不公正で、でたらめな文書の公開では信憑性に欠ける。誤謬を訂正し、正確な行政文書の全面公開の責務を尽くす必要がある。
- (3) 憲法29条の私有財産権を保障している条文に対比して憲法違反であり、個人情報の保護法が上位法である憲法を否定したことになる。また、憲法98条では、憲法は国の最高法規であると規定されており、非公開理由を秋田県情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項1号及び同項6号としているが、憲法は条例よりも優先する。警察職員は憲法を遵守しなければならない立場であることを無視し、火災を起こして審査請求人の財産を消滅させ権利と利益を侵害した加害者に加担し、個人情報の保護を理由に非公開とした。しかしながら、最高法規である憲法29条を遵守し、本件対象文書を全面公開しなければならない。
- (4) この火災により多額の損害を被り、財産を侵害された悔しさが心身の重圧となり食事ものどを通らなくなった。そのため、秋田地方裁判所に訴訟を提起し救済を求めることにしたが、この場合、当該火災の原因が「重過失」か「過失」か「故意」かが問題点となる。したがって、本件対象文書は重要な判断情報となるのに、貸家の所有者である審査請求人の情報を隠しており、可視化が叫ばれる昨今なのに納得できない。
- (5) 火災になった原因は誰もが知る権利がある。これを公開することは、恐ろしい火事を起こしてはならないという社会への警鐘となるに違いないことから、全面公開を切望する。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は本件対象文書について部分公開を行ったことを妥当とし、その理由を次のように説明している。

1 条例6条1項1号該当性

条例6条1項1号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」で、同号ただし書きのいずれにも該当しないものを非公開情報と規定している。

本件公開請求で公開を求めている情報のうち所有者や火元家族に関する情報などは、はじめから特定の個人に係る情報であることが明らかな上、同号ただし書き(一)から(五)までのいずれにも該当しないので、同号に規定する非公開情報に該当する。

2 条例6条1項6号該当性

条例6条1項6号は、「次に掲げる情報等であって、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの」を非公開情報として規定し、次に掲げる情報等として

- (一) 現に捜査中の事件に関する情報
- (二) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は被疑者の逮捕（以下「犯罪の予防等」という。）の手法、技術、装備、体制又は方針に関する情報
- (三) 犯罪の被害者、捜査の参考人、犯罪の予防等に関し情報を提供した者、犯罪の予防等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する

る情報

(四) 公共の安全と秩序を害する行為を行うおそれがある団体等に係る情報収集活動に関する情報

(五) 被疑者若しくは被告人の留置若しくは勾留に係る業務又はこれらの執行に係る施設の保安に関する情報

(六) 検察官の捜査若しくは護送に係る指揮又は勾引状、収容状等の執行に関する情報

を規定している。

本件公開請求で公開を求めている情報のうち係長の印影や警部補の氏名などは、上記(一)、(二)、(三)に該当することから、その請求に応じれば直ちに非公開情報を公開することとなる。

以上の理由から、本件公開請求に対し、条例10条の規定に基づき行政文書部分公開決定を通知したものである。

第4 審査請求に至る経緯及び調査審議の経過

1 公開請求等

(1) 審査請求人は、平成22年1月14日、実施機関に対し、条例9条の規定に基づき、●●●で起きた特定の火災について、出火日時、場所、出火原因若しくは出火原因の見通しの分かる文書及び現場の状況について分かる文書の公開請求を行った。

(2) 実施機関は、平成22年1月28日、条例10条の規定に基づき、本件公開請求に対する行政文書部分公開決定を審査請求人に通知した。特定した文書の名称、非公開とした部分及びその理由は、別紙記載のとおりである。

(3) 審査請求人は、平成22年3月1日、行政不服審査法5条の規定に基

づき、諮問庁に対して審査請求を行った。

2 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成22年3月25日 諮問の受け付け
- (2) 同 年4月 8日 諮問庁から非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年4月12日 審査請求人から意見書を收受
- (4) 同 年6月 2日 審議
- (5) 同 年6月23日 審査請求人及び諮問庁が意見陳述
- (6) 同 年7月14日 審議
- (7) 同 年8月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

本件公開請求に対して、実施機関が個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの（以下「個人識別情報」という。）を公開した部分も見受けられるが、当審査会としては、それを前提として判断する。

1 条例6条1項1号本文該当性について

本号本文は、個人識別情報を原則として非公開情報としている。そして、本号の文言上個人識別情報には何らの限定がないから、思想、信条等に関する情報に限らず、特定の個人を識別することができる一切の情報は、原則として非公開情報になるものと解される。

- (1) 火元建物の所有形態、火元人の職業の一部、生年月日

これらは、火元人に関する情報であるが、建物の所有形態、職業の一部、生年月日は、いずれも個人識別情報であり、本号本文に該当する。

- (2) 火元建物の所有者の住所、電話番号、職業、氏名

これらは、火元建物の所有者に関する情報であるが、住所、電話番号、職業については、当該所有者個人の自宅住所、自宅電話番号、職業が記載されていることから、いずれも個人識別情報であり、本号本文に該当する。

ただし、当該所有者は個人であるものの当該建物は貸家であり不動産貸付業を営んでいると認められることから、その氏名については事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する。したがって、当該情報は条例6条1項2号に係る情報となることから、下記3で判断することとする。

(3) 火元家族の続柄、氏名、生年月日、年齢、職業・勤め先等

これらは、火元家族に関する情報であるが、続柄、氏名、生年月日、年齢、職業・勤め先等は、いずれも個人識別情報であり、本号本文に該当する。

(4) 火元家族の動向

これは、火災当日の火元家族の行動を記録したものであることから、個人の生活の様子を表す個人識別情報であり、本号本文に該当する。

(5) 早期発見者（通報者）の住所、職業、電話番号、氏名、生年月日、年齢、関係

これらは、早期発見者（通報者）に関する情報であるが、住所、職業、電話番号、氏名、生年月日、年齢、関係は、いずれも個人識別情報であり、本号本文に該当する。

2 条例6条1項1号ただし書該当性について

個人識別情報であっても、本号ただし書き(一)から(五)までのいずれかに該当する場合は、公開されることになる。

諮問庁の説明によると、住宅火災の場合は慣例として、火元人の住所、

氏名、職業、年齢及び家族構成並びに火元建物の構造、損害の程度などについて、報道機関に対して公表しているとのことであった。本件審査請求に係る火災についても、これらの情報が地元新聞に記事として掲載されており、また、実施機関が本件公開請求に対して部分公開した本件対象文書でも公開されている。ただし、個人識別情報に該当するとして非公開とした上記1の情報はこれら以外の情報であって、本号ただし書き(一)にいう「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」には当たらない。また、本号ただし書き(二)から(五)にも該当するとは認められない。

3 条例6条1項2号該当性について

本号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるものを非公開情報としている。

実施機関は、火元建物の所有者の氏名については、条例6条1項1号に規定する個人識別情報に該当するとして非公開としているが、当該所有者の氏名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報である。

貸付用の建物の所有者名は、公開しても競争上の地位等が損なわれるとは認められないことから、当該所有者の氏名については本号に該当するとは認められず、公開すべきである。

4 条例6条1項6号該当性について

本号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、公開しないこととしたものであ

る。

(1) 係長の印影、警部補の氏名

これらの警察職員は、いずれも、犯罪現場や警察規制の現場で、直接被疑者や被規制者と対峙し、逮捕や規制を直接、強制的に実現する職務に従事する実働の中核であると思われる。そして、警察の業務は相手方からの反発、反感を招きやすく、特にこれらの職務に従事する警察職員は、攻撃や懐柔の対象とされるおそれが高いものであると思われる。

したがって、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことについて、相当の理由があると認められることから、本号に該当する。

(2) 原因（見通し）の一部、早期発見の状況の一部、火元建物の管理者の
名前及び電話番号、捜査方針・鑑識活動、警備実施の状況と事後の見通し、
見分時間、現場の状況の一部、捜査・見分結果の一部

これらは、火災事件の捜査の手法、技術、方針等に関する情報であるほか、捜査の参考人に関する情報である。これらが公開されると、捜査の進捗状況や捜査の動向を推察することが可能となり、これをもとに被疑者等事件関係者が偽装工作や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあったと考えられる。また、捜査機関が、火災が発生した時点から、どの程度の期間にどのような手法で捜査を行い、どのような判断を下すのかが明らかになったと考えられる。

したがって、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことについて、相当の理由があると認められることから、本号に該当する。

5 条例7条該当性について

本条は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されていても、実

施機関が公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書をその裁量により公開することができることを定めたものである。

審査請求人は、火災になった原因は誰もが知る権利があり、これを公開することは、恐ろしい火事を起こしてはならないという社会への警鐘となるに違いないことから、全面公開すべき旨主張している。これは、本条による公開を求めているものとも考えられることから、本条に該当するか否かについて検討することとする。

審査請求人が主張するように、火災の原因等を公開することは、火災を起こしてはならないという社会への警鐘となり、将来の類似火災の発生予防にもつながるなど、その必要性がないとは言えない。しかしながら、本件公開請求に関して、条例6条1項各号に該当する非公開情報をあえて公開してまで優先しなければならない公益上の必要性があるとは認められない。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、火災事件に係る情報の全ては被害者である審査請求人に帰属しており、加害者の情報を保護したことは被害者の権利・利益を害するやり方である。訴訟を提起し救済を求めることにしたが、本件対象文書は重要な判断情報となるから公開されるべきであると主張する。

しかし、条例の定めた公開請求制度は、請求権者や請求の目的のいかんを問わず、何人にも等しく情報の公開請求を認めるものであり、個人情報についても、条例6条1項1号ただし書（一）から（五）までに該当するもの以外は、公開請求者が当該個人本人であるか否かにかかわらず何人に対しても公開することはできないとされているので、審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

第6 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	池 村 好 道	秋田大学教育文化学部長
	小 高 さほみ	秋田大学教育文化学部准教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活グループこまちの会副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士

【別紙】

文書の名称、非公開とした部分及びその該当理由

文書の名称	非公開とした部分	該当理由
火災事件報告	火元建物の所有形態	条例6条1項1号 (個人に関する情報)
	火元人の職業の一部、生年月日	
	火元建物の所有者の住所、電話番号、職業、氏名	
	火元家族の続柄(妻を除く)、氏名、生年月日、年齢(妻を除く)、職業・勤め先等	
	火災当日の火元家族の動向	
	係長の印影	条例6条1項6号 (公共安全等に関する情報)
	原因(見通し)の一部	
	早期発見の状況の一部	
	火元建物の管理者の名前、電話番号	
	捜査方針・鑑識活動	
	警備実施の状況と事後の見通し	条例6条1項1号 条例6条1項6号
	早期発見者(通報者)の住所、職業、電話番号、氏名、生年月日、年齢、関係	
●●●●●●●● における火災事件捜査・見分結果	係長の印影	条例6条1項6号
	警部補の氏名	
	見分時間	
	現場の状況の一部	
	捜査・見分結果の一部	